

平成20年4月1日

入札参加者各位

川崎市長

現場代理人の常駐義務の緩和について(通知)

現場代理人の常駐義務を課している工事の一部について、平成20年度発注工事(平成20年度の早期発注を除く。)から、次に示す一定の条件下において、現場代理人の常駐義務を緩和し、兼任を認めることとします。

現場代理人の兼任を認める条件

次の条件をすべて満たす工事について、合計で2件まで兼任を認めるものとします。

1 監督部署が同一であるもの

監督部署が同一であるとは、具体的には次のケースを指します。

- ・ 出先機関が監督を行う工事にあっては、同一監督事務所又は同一建設センターの工事であるもの。
- ・ 本庁組織が監督を行う工事にあっては、まちづくり局が所管するものは同一監督部、まちづくり局以外が所管するものは同一監督課の工事であるもの。

2 次のいずれかの条件を満たす工事

- (1) 予定価格(税込)が2,500万円未満であり、工事件名あるいは履行場所に『管内』、『区内』、『区一円』、『市内』及び『市一円』の用語が含まれている等、工事場所が住所・地番・特定施設名等で特定されていない工事
- (2) 予定価格(税込)が1,000万円未満であり、履行場所が特定されている工事

3 本取扱いの対象である旨明示されているもの

1及び2の条件を満たす工事であっても、災害復旧工事等の緊急性を伴う工事については、緩和の対象外とします。ただし、一定期間を通じて行う緊急補修工事は緩和の対象とします。

注意事項

1 現場代理人の責務について

川崎市工事請負契約約款(以下「約款」という。)第11条第2項において、現場代理人は工事現場の運営及び取締りを行うことが定められているため、本取扱いを適用し現場代理人が2件の工事の兼任を行う場合は、双方の工事現場について、正しく状況を把握した上で、適切な運営及び取締りを行うことが必要です。

2 技術者との兼任について

本取扱いを適用する工事においても、従前どおり、現場代理人と技術者(主任技術者、監理技術者及び専門技術者)との兼任を行うことが可能です(約款第11条第5項)。

3 設計変更時の取扱いについて

本取扱いの対象となる工事(以下『当該工事』という。)が、設計変更(増額変更)により、条件を満たさなくなった場合(設計価格が2,500万円以上、あるいは1,000万円以上となった場合)においても、引き続き、本取扱いを適用するものとします。

担当： ・ 財政局管財部契約課

土木契約係 044 - 200 - 2098、2099

建築契約係 044 - 200 - 2100、2101

・ 建設局総務部技術監理課

技術監理担当 044 - 200 - 2792